

令和3年8月4日

市政記者クラブ 様

港区役所区政部総務課
担当：林（電話 654-9610）

港区役所における文書の配付誤りについて

港区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和3年8月3日（火）
- 2 発生場所
港区大手学区内（港区幸町付近）
- 3 事実の概要
令和3年8月2日（月）、通達員がAさんに配付すべき「令和3年度市民税・県民税第2期分の納税のお知らせ（以下、「お知らせ」という。）」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、令和3年8月3日（火）、市税事務所にご連絡いただいたことで配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、市民税・県民税第2期分の税額
- 5 対応
 - ・ Bさんについては、令和3年8月3日（火）、区役所職員が訪問し謝罪するとともに、お知らせを回収しました。
 - ・ Aさんについては、同日、区役所職員及び市税事務所職員が訪問し、謝罪するとともに、お知らせをお渡ししました。
- 6 原因
住所が近隣で、かつ、配付前の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
配付時に必ず1通ごとに「声出し」「指差し確認」を行い、配付物の住所、氏名と現地の住所、表札等を確認してから投函するなど、文書の確実な配付を通達員全員に再度徹底します。